

(熊本県の場合)		建築確認申請事前調査報告書						令和7年4 月版	
令和 年 月 日									
下記の建築(築造)計画の建築確認申請にあたり、事前に調査しましたので報告します。 この報告に記載の事項は、事実と相違ありません。									
熊本県 建築主事 指定確認検査機関の長 様									
報告者 建築士事務所名									
資格 ☐ 一級 ☐ 二級 ☐ 木造 (☐ 大臣 ・ ☐ 知事)登録 第 号									
氏名									
県・市町管轄欄→								市町	県
1	建築主の氏名								
2	建築物の敷地の位置								
3	敷地の都市計画法等の指定の内容	都市計画区域	☐ 市街化区域 ☐ 市街化調整区域 ☐ 非線引き区域 ☐ 準都市 ☐ 区域外						
		用途地域	☐ 1低 ☐ 2低 ☐ 1中 ☐ 2中 ☐ 1住 ☐ 2住 ☐ 準住 ☐ 田住						
			☐ 近商 ☐ 商業 ☐ 準工 ☐ 工業 ☐ 工専 ☐ 指定なし						
		防火地域	☐ 防火 ☐ 準防火 ☐ 法第22条区域 ☐ 指定なし						
		指定建蔽率・容積率	○建蔽率 % ○容積率 %						
		外壁後退・高さ制限	○外壁後退 m ○高さ制限 m						
	その他の地域地区等	・急傾斜地崩壊危険区域(☐ 内 ☐ 外) ・土砂災害特別警戒区域(☐ 内 ☐ 外) ※ 県HPIにてご確認ください。詳細な内容を確認したい場合は、所管の地域振興局維持管理調整課にお問合せください。							
		☐ 特別用途地区 ☐ 特定用途制限地域 ☐ 風致地区 ☐ 臨港地区							
		☐ 地すべり防止区域 ☐ 下水道処理区域 ☐ 地区計画の区域							
4	都市計画法等の手続き内容	開発許可(法第29条等)		☐ 不要 ☐ 要 (☐ 許可済 ☐ 申請中 ☐ 未申請)					
		建築許可(法第43条等)		☐ 不要 ☐ 要 (☐ 許可済 ☐ 申請中 ☐ 未申請)					
		都市計画道路・公園		☐ 不要 ☐ 要 (☐ 許可済 ☐ 申請中 ☐ 未申請)					
		土地区画整理		☐ 不要 ☐ 要 (☐ 許可済 ☐ 申請中 ☐ 未申請)					
		()		☐ 不要 ☐ 要 (☐ 許可済 ☐ 申請中 ☐ 未申請)					
5	宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)	指定区域	☐ 宅地造成等工事規制区域 ☐ 特定盛土等規制区域						
		許可	☐ 不要 ☐ 要 (☐ 許可済 ☐ 申請中 ☐ 未申請) ※当面の間は「盛土規制法の許可・届出の要否に係る自己申告シート」を作成し、確認申請に添付してください。 ※都市計画区域外の計画でも「盛土規制法の許可・届出の要否に係る自己申告シート」を確認申請に添付してください。						
6	敷地の接する道路の種類・幅員 ※有効幅員を記載	国道	県道	市町村道	開発道路	位置指定道路	里道・私道		
7	既存ブロック塀等	有無・規模	☐ なし ☐ あり (高さ cm ・ 段数 段)						
		※ 既存ブロック塀等の表裏で高さ・段数が異なるときは、高さ・段数大きい側で計測してください。高さが80cm以上かつ段数が3段以上の場合は、「既存ブロック塀等の安全点検・是正報告書」を作成し、確認申請に添付してください。 ※都市計画区域外の計画でも「既存ブロック塀等の安全点検・是正報告書」を確認申請に添付してください。							
8	がけ条例	高低差2m超、勾配30度超	☐ なし ☐ あり (高低差: m))						
9	関連する法令で必要な手続き	・やさしいまちづくり条例の事前協議(☐ 有 ☐ 無) ・建設リサイクル法の届出(☐ 有 ☐ 無) ・景観条例の届出(☐ 有 ☐ 無) ・建築物省エネ法適合性判定(☐ 有 ☐ 無) ・環境配慮制度の届出(☐ 有 ☐ 無)							
10	その他の特記事項								
11	備考	敷地が、都市計画道路等の都市計画施設の区域の内外又は2以上の用途地域等にまたがっている場合は、申請図書の配置図にその境界線を明示してください。							
市町村との打ち合わせ		打合日	年	月	日				
		所属課名	担当者名						
※ 敷地が接する道路又は道路状の土地について、建築基準法上の道路判断が必要な場合には、管轄の広域本部で判定済の路線である旨の確認を受けていないと審査に支障が生じることがありますので、下欄に記載を受けてください。(申請書、配置図、建築計画概要書を添付してください。)									
※ 必要に応じて、平面図、立面図、断面図等の特定行政庁が求める図書を提出してください。									
※ その他開発許可の要否等の不明な点がある場合は、事前に十分各広域本部と協議してください。									
広域本部受付印									